

適正化指針とは

入契法^(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請、勧告等^(※2) (※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (※2)勧告等はR6品確法等改正法で追加

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」:改正後の関連条項番号

1. 入契法・建設業法改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、第26条関係 入契法第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・発注関係事務におけるICT活用(ICT活用による施工体制確認等)
- ・入札契約の適正化を図るための発注体制整備(項目建ての追加)
- ・公共工事の現場管理におけるICT活用の推進(CCUS活用等)
- ・配置予定技術者の専任・兼任状況の確認
- ・発注者に対する要請、勧告等
- ・技能労働者の処遇改善

2. 品確法改正への対応

(品確法第7条、第30条等関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}(スライド条項の適切な運用等)
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}(電子契約、書類電子化等)
- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(適正積算、復旧・復興JV活用等)

3. 昨今の課題への対応

- ・入札契約に係る情報公表の原則インターネット化
- ・ピークカット(繁忙期の解消)による平準化の推進
- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定※
- ・工期設定における猛暑日の考慮※
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)

(※令和6年3月「工期に関する基準」の改定)